

多摩六都科学館組合指定管理者候補者選定委員会

審 査 報 告 書

令和5年9月

## 1 概要

多摩六都科学館及び多摩六都科学館駐車場の第3期指定管理者候補者の選定にあたり、多摩六都科学館組合指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、応募団体から提出された書類による第1次審査並びに応募団体のプレゼンテーション及び選定委員からのヒアリングによる第2次審査を行った。この度、審査が終了し、次のとおり指定管理者候補者の優先交渉権者を選定したので審査結果を報告する。

## 2 多摩六都科学館組合指定管理者候補者選定委員会

- 委員長 柴田 徳思（東京大学名誉教授）  
副委員長 桧森 隆一（嘉悦大学付属地域産業文化研究所客員教授）  
委員 小谷 泰弘（多摩六都科学館ボランティア会役員）  
委員 杉浦 幸子（武蔵野美術大学芸術文化学科教授）  
委員 佐々木 秀彦（アーツカウンシル東京 企画部企画課長）  
委員 佐野 剛（西東京市企画部副参与兼企画政策課長）

## 3 対象施設及び指定期間

- (1) 施設名称 多摩六都科学館及び多摩六都科学館駐車場  
(2) 施設所在地 ア) 科学館：東京都西東京市芝久保町五丁目10番64号  
イ) 科学館駐車場：東京都西東京市芝久保町五丁目10番地内  
(3) 指定期間 令和6年4月1日から令和12年3月31日まで（6年間）

## 4 指定管理者候補者（優先交渉権者）

- (1) 団体名 株式会社乃村工藝社  
(2) 団体所在地 東京都港区台場二丁目3番4号

## 5 選定経過

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項並びに多摩六都科学館の設置及び管理に関する条例（平成5年多摩六都科学館組合条例第6号。以下「設置管理条例」という。）第11条及び多摩六都科学館駐車場の設置及び管理に関する条例（平成6年多摩六都科学館組合条例第2号。以下「駐車場設置管理条例」という。）第12条の規定に基づき、多摩六都科学館及び多摩六都科学館駐車場を管理運営する指定管理者を公募型プロポーザル方式により募集し、以下のとおり選定した。

日 程	事 項
令和5年5月17日(水)	第1回選定委員会（公募手続・審査基準等の承認）
令和5年5月29日(月) ～7月12日(水)	公募要項等の公表・配布
令和5年6月8日(木)	公募要項等に関する現地説明会の開催（1団体参加）
令和5年6月9日(金)～15日(木)	公募要項等に関する質問の受付（3件）
令和5年6月23日(金)	公募要項等に関する質問への回答（3件）
令和5年7月10日(月)～12日(水)	指定申請書、提案書類等の受付（1団体）
令和5年8月2日(水)	第2回選定委員会（第1次審査の実施）
令和5年8月16日(水)	第3回選定委員会（第2次審査により指定管理者候補者（優先交渉権者）を選定）

## 6 審査の方法

指定管理者候補者の優先交渉権者の選定は、選定委員会において、書類審査による第1次審査並びにプレゼンテーション審査及びヒアリング審査による第2次審査の2段階方式にて実施した。各審査については、選定委員会で決定した審査基準項目に基づいて提案内容を審査し、採点を行った。

### (1) 第1次審査

第1次審査は、応募団体から提出された申請書類について、多摩六都科学館組合事務局より公募要項で示されている応募資格を満たしていることに加え、提出書類に不備等がないことの報告を受けたうえで、提案内容（提案書）について各委員の採点による審査を行った。財務状況の審査については、多摩六都科学館組合代表監査委員である森政史税理士の意見を参考にした。選定委員の採点の合計点が満点（1,800点）の60%以上を第1次審査通過団体とした。

### (2) 第2次審査

第2次審査は、第1次審査通過団体を対象に、応募者のプレゼンテーション及び選定委員のヒアリングによる審査を行った。

第1次審査の合計点と第2次審査の合計点の総合得点により優先交渉権者を決定した。

## 7 審査の結果

選定委員会での審査の結果、第1次審査、第2次審査ともに一定の水準に達し、適格であると判定したため、株式会社乃村工藝社を優先交渉権者に選定した。

（応募者の採点結果は別紙のとおり）

(1) 第1次審査 1,307点/1,800点満点

(2) 第2次審査 241点/400点満点

(3) 第1次審査・第2次審査の合計点（総合得点） 1,548点/2,200点満点

(4) 事業評価結果反映後の最終総合得点 1,625点（1,548点×1.05）

※現行指定管理者の直近3か年の事業評価結果を反映した加減算率

$$\frac{(5\% + 5\% + 5\%)}{3\text{年}} = 5\%$$

[3か年の事業評価結果]

令和2年度：A（5%）、令和3年度：A（5%）、令和4年度：A（5%）

## 8 総評

株式会社乃村工藝社は、多摩六都科学館（以下「科学館」という。）が平成24年度に指定管理者制度を導入して以来11年間多摩六都科学館の指定管理者として管理運営を行っている。今期においても新型コロナウイルス感染症が感染拡大する前までは、年間利用者数が毎年20万人を超える水準を維持するとともに、科学館が第2次基本計画の使命として掲げている多様な「学びの場」の創出と「地域づくり」に貢献する役割を十分に認識したうえで、専門性を備えた圏域の生涯学習拠点として事業活動の領域を拓けながら様々な市民サービスの提供に取り組んできている。このことは多摩六都科学館組合事業評価委員会でも高く評価されているところであり、国内の指定管理者制度が導入されているミュージアムの中でも多摩六都科学館は、民間事業者が管理運営する成功例の施設であると思われる。

この度の提案内容では、これまで取り組んできた科学館の中核事業（科学館事業）や地域拠点事業をより一層進化、活性化させる提案がなされている。

科学館の中核事業では、ソフト面をより進化させるだけでなくハード面についても常設展示の陳腐化に対する防止策が提案され、科学館の運営上の課題の一つである常設展示の活性化が期待される。

第2次基本計画より科学館が活動の柱として取り組んでいる地域拠点事業では、企画展や自然観察会などの教育普及活動を通じて、研究機関や大学、公的文化施設や市民団体など多摩六都圏域の様々な主体と連携し、科学館職員が自ら出向くことによって地域とのつながりを積極的に築くとともに、地域資源の価値の創出や発信を行ってきたところである。今回は、改正博物館法や文化芸術基本法の施行を認識し、これまで長い年月をかけて積み上げてきた連携実績を活かしたうえで更に圏域の生涯学習拠点施設としての機能を高めるとともに、デジタル技術を活用した博物館のDX化の提案がなされ、未利用者を含めた市民サービスの向上が期待できる。

今後の活動としては、科学館の継続的な課題となっている平日における集客のほか、圏域内での科学館自体の知名度や地域の交流拠点施設としての認知度を向上させる方策について、これまでの指定管理者としての知見を活かして検討し、取り組むことに期待するものである。

## 9 付帯意見

今回の提案は、今年度まで運用される第2次基本計画に基づいて作成されているため、令和6年度からの6年間の指定管理期間における基本的な方針について具体さに欠けるところが見受けられた。今年度は、令和6年度から運用を行う第3次基本計画が策定されることから当該計画の策定にあたっては、多摩六都科学館組合及び指定管理者の両者が今回の提案内容の擦り合わせを行うとともに、基本的な方針の取組を具体化し、計画的な推進に努められたい。

## 多摩六都科学館組合指定管理者候補者選定委員会採点結果表

## 1. 第1次審査

審査基準項目	配点	採点
<b>1 指定管理者業務の基本事項（指定期間6年間）</b>	180点	112点
(1) 指定管理者としての管理運営の基本的な方針	180点	112点
<b>2 事業目標に対する基本方針及び事業計画</b>	600点	426点
(1) 事業目標1「多様な学びの場の創出」に対する基本方針、及び達成するための具体的な取組	120点	74点
(2) 事業目標2「多摩六都の交流拠点」に対する基本方針、及び達成するための具体的な取組	120点	92点
(3) 事業目標3「多摩六都の魅力発信」に対する基本方針、及び達成するための具体的な取組	120点	86点
(4) 事業目標4「愛着の持てるロクトへ」に対する基本方針、及び達成するための具体的な取組	120点	84点
(5) 事業目標5「持続可能なしくみづくり」に対する基本方針、及び達成するための具体的な取組	120点	90点
<b>3 人材配置と人材育成</b>	180点	145点
(1) 管理運営の組織体制の考え方	60点	50点
(2) 必要な人材の配置と職能についての考え、人材育成など良質なサービスの継続的提供を実現するための人的資源に対する具体的な取組	120点	95点
<b>4 収支計画及び指定管理料</b>	180点	123点
(1) 利用料金収入の考え方と具体的な料金設定や徴収方法、割引料金や減免等の運用方法の考え	60点	44点
(2) 指定管理料のみに依存しない収入構造、経費削減等効率的な管理運営の取組	60点	38点
(3) 指定期間6年間の収支計画、及び収支バランス（指定管理料の提案を含む。）	60点	41点
<b>5 施設の維持管理・経営管理</b>	240点	185点
(1) 施設の維持管理の基本的な考え方	60点	47点
(2) 利用者の平等利用の確保やサービス水準の維持、向上に対する基本的な考え方、及び具体的な取組	60点	44点
(3) 危機管理・安全管理の基本的な考え方	60点	47点
(4) 個人情報保護・情報公開への基本的な考え方	60点	47点
<b>6 団体の概要</b>	120点	101点
(1) 財務状況	60点	48点
(2) 運営実績	60点	53点
<b>7 特筆すべき提案に関する事項</b>	300点	215点
(1) 圏域住民の利用率向上の課題に対する基本的な考え、及び具体的な取組	120点	75点
(2) 現状の社会情勢を踏まえた今後の科学館運営に対するアイデア・ノウハウを活用した取組	120点	92点
(3) 自主事業	60点	48点
第1次審査計	1,800点	1,307点

## 2. 第2次審査

審査基準項目	配点	採点
①提案書の内容を明確に説明しているか。	50点	34点
②事業計画及び提案価格に実効性が感じられるか。	50点	33点
③指定管理者となる熱意や意欲が感じられるか。	50点	29点
④質問に対して的確に回答しているか。	50点	26点
⑤公の施設の管理運営の代行者としての意識はあるか。	50点	31点
⑥全体的に圏域を意識した提案内容であるか。	50点	32点
⑦設置運営者である圏域5市並びに圏域市民に対する配慮が感じられるか。	50点	25点
⑧科学館の社会的な役割を十分に理解しているか。	50点	31点
第2次審査計	400点	241点

※採点及び配点の数値は、第1次審査では選定委員会委員6人分の合計点数を、第2次審査では選定委員会委員5人分（委員1人欠席）の合計点数を表示。